



年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。
■が休みです。

施設名	12月				1月			
	28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)
市役所本庁、各支所(※1)								
市役所本庁の自動交付機								
サン・シープラザ								
本郷・久井・大和保健福祉センター								
芸術文化センター ポポロ								
児童館								
市民福祉会館								
リージョンプラザ								
ゆめきゅりあセンター								
大和勤労福祉センター								
各人権文化センター								
中央図書館、本郷図書館、久井図書館、大和図書館								
歴史民俗資料館								
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター								
地域学習センター(さざなみ学校)								
本郷生涯学習センター								
くい文化センター								
大和文化センター								
やまみ三原運動公園	年末・年始も開園(※2)							
久井運動公園								
白竜湖スポーツ村公園								
本郷体育センター								
北方グラウンド・ゴルフ場								無料開放
清掃工場、不燃物処理工場(※3)								
ストックヤード(清掃工場内)								
エコワイズセンター(久井地域)(※3)								
し尿の収集(※4)								
斎場(三原市斎場・本郷斎場・やすらぎ苑・西和苑)								

- ※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁地下1階、または各支所の警備室で受け付けます。
- ※2 12月30日(水)～1月3日(日)は開園時間が8時～17時(1月1日(金)は13時～17時)となります。
- ※3 詳しくは各地域のかんきょうカレンダーを参照。問い合わせは環境管理課(☎0848・63・1210)へ。
- ※4 問い合わせは汚泥再生処理センター(☎0848・66・0405)へ。

☎0848・67・6138
議会事務局

と き	内 容
7日(月)	本会議:開会
9日(水)・10日(木)	本会議:一般質問
11日(金)	本会議:一般質問予備日
14日(月) } 16日(水)	常任委員会
17日(木)	補正予算特別委員会
21日(月)	本会議:閉会

市議会定例会の日程(予定)
次の日程で、12月定例会が開催される予定です。
市議会は公開しています。傍聴は当日、議会事務局で受け付けます。
定員 本会議 45人
各委員会 5人程度
※定員を超えた場合、入場できないことがあります。



加入者みんなで健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年齢・世帯ごと)

年齢	所得区分	対象	限度額
70歳未満	上位所得者	基礎控除後の総所得金額等が、世帯の国保被保険者全員の合計で901万円を超える世帯の人 ※所得の申告がない場合は上位所得者とみなされます。	176万円
		総所得金額等が600万円超 901万円以下	135万円
	一般	市民税の課税世帯で、総所得金額等が210万円超 600万円以下の世帯の人	67万円
		総所得金額等が210万円以下	63万円
	市民税非課税世帯	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人	34万円
70～74歳	現役並み所得者	自己負担の割合が3割の人	67万円
	一般	市民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人	56万円
	低所得者Ⅱ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人(低所得者Ⅰ以外)	31万円
	低所得者Ⅰ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人	19万円

※所得区分は今年7月末の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

医療費と介護費用が高額になったら
高額介護合算療養費

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表1の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。対象者 今年7月末時点で国保の資格がある人

対象期間 平成26年8月1日～平成27年7月31日
※対象世帯には、今月中に案内文書を送付します。
※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります。詳しくは保険医療課にお問い合わせください。
※70歳未満の人の限度額は、来年度、変更があります。

保険証が使えるのは次の場合に限られます。
柔道整復 打撲、ねんざ、脱臼
鍼灸 慢性病で医師による適当な治療手段のないもの(神経

◆あんなとき・こんなとき
柔道整復(整骨院など)・鍼灸・マッサージにかかるとき

鍼灸 慢性病で医師による適当な治療手段のないもの(神経

痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などで、医師の同意があるとき
マッサージ 筋麻痺、関節拘縮など医療上必要と医師が認めるとき
※柔道整復や鍼灸施術は、医療機関で同じ時期に同じ疾患の治療を受けている場合、保険適用されません。施術所の先生の質問にはきちんと答え、正しい利用を心掛けて受診しましょう。

**交通事故にあつたとき
第三者行為による届け出し**
交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使って医療機関にかかることができます。その場合は次のことに注意してください。
・事故の程度に関わらず、警察へ届け出をしてください
・保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください
・相手(加害者)から治療費を受け取ったり、無断で示談を済ませたりしないでください



国保だより

平成26年度の決算

平成26年度の国保会計は、前年度繰越金が約2億9,100万円あったことや、ジェネリック医薬品の利用が増えたことなどにより、約4,600万円の黒字となりました。

黒字額は平成27年度に繰り越し、国庫・県費などの精算返還金などに使います。

歳出の約7割を占める医療給付費は、前年度比1.1%増で、毎年増加する傾向にあります。

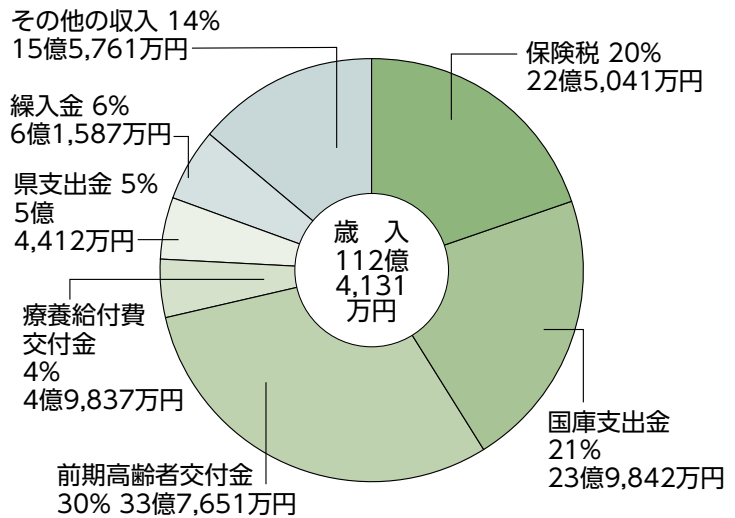
ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

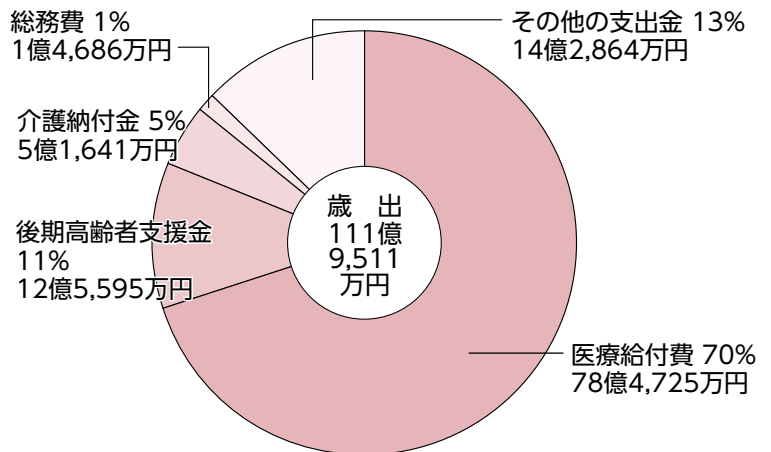
●平成26年度 削減効果額

94,646,320円

歳入



歳出



国保医療課

0848・676050



申請場所 保険医療課
 用意する物 保険証、前年と今年の収入が分かる物(②③のとき)

減少したとき
 ①地震、火災などの災害で、心身や資産などに重大な損害が生じたとき
 ②事業の休廃止または倒産で、収入が前年の2分の1以下に減少したとき
 ③干ばつ、冷害などの災害で、収入が前年の2分の1以下に減少したとき

治療費の支払いが一時的に、著しく苦しくなったとき
 ～一部負担金減免の届け出し～

次の①～③などの理由で、入院などの治療費を支払うのが困難な場合、申請すれば、支払う医療費が3カ月間軽減または免除されることがあります。まずは保険医療課へ相談してください。



みんなで支える介護保険

介護保険は、加齢や病気などで、入浴や食事などの介護、機能訓練や看護などの医療が必要となった人に対し、福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるよう社会全体で支え合う制度です。

今月号では、平成26年度の介護保険事業の収支状況などについてお知らせします。

65歳以上の人口と 要支援・要介護認定者数の推移

65歳以上の人口は、平成27年3月末現在で31,095人で、高齢化率は31.64%です。市の人口の約3人に1人が65歳以上となっています(図1)。また、要支援・要介護認定者数は平成27年3月末現在で6,536人です(図2)。高齢者人口と要支援・要介護認定者数はともに増加傾向にあります。

図1 65歳以上の人口と高齢化率の推移

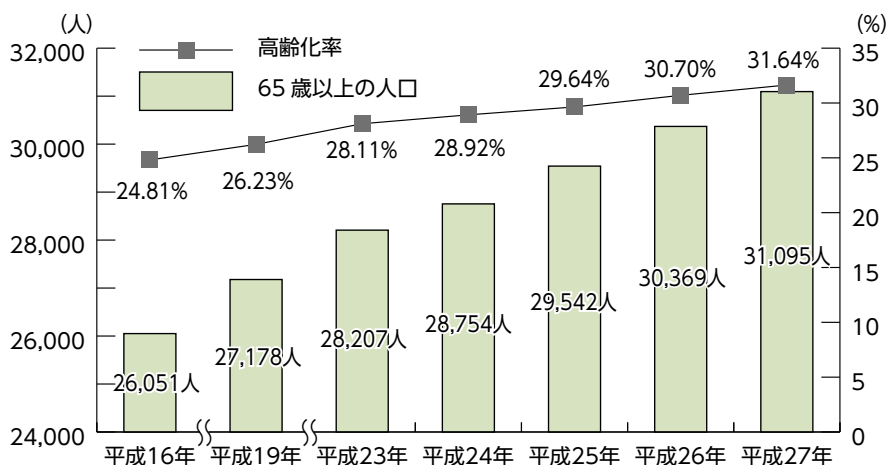


図2 要支援・要介護認定者数の推移

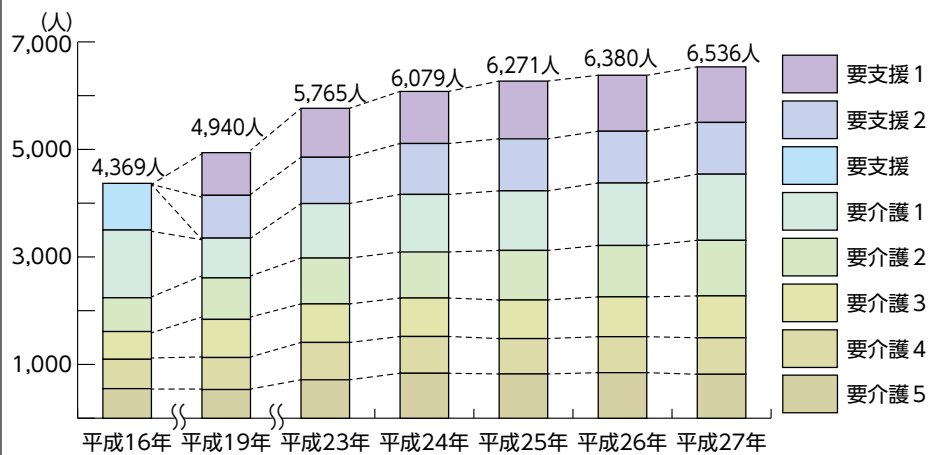
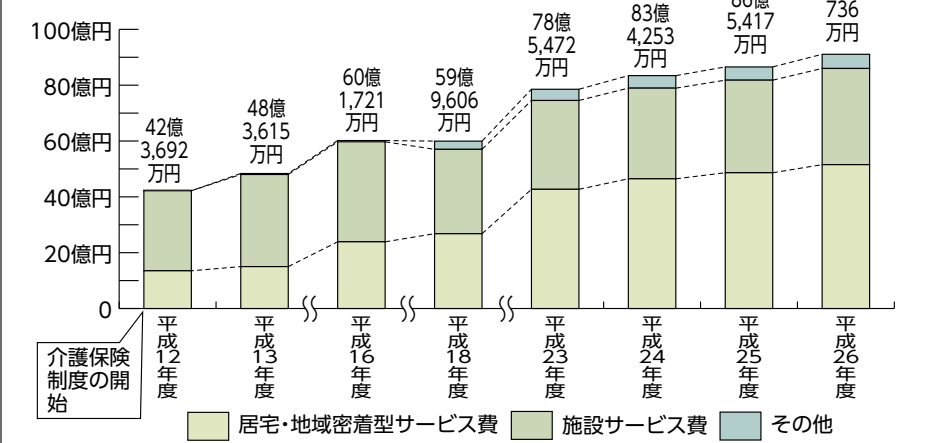


図3 介護保険給付費の推移



介護保険給付費の推移

介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度に比べて約2.2倍に増加しました(図3)。特に、自宅で介護サービス受けることができる居宅・地域密着型サービス費は約4倍に増加しています。



介護保険だより

平成26年度の決算状況

【歳入】

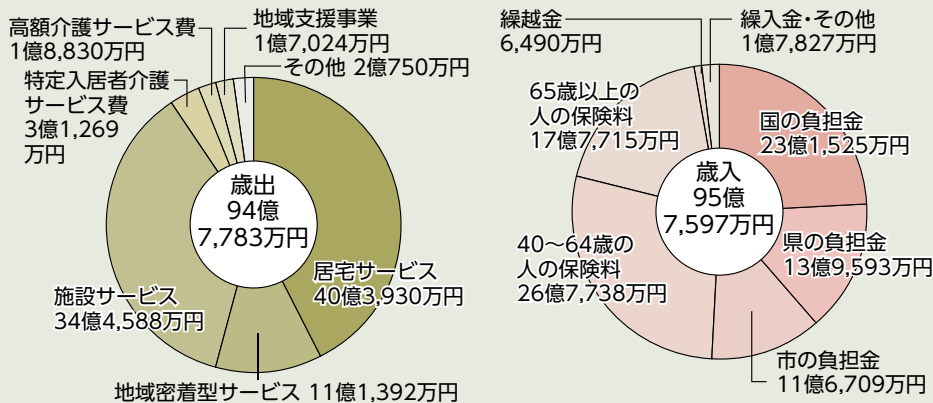
介護保険の給付費用は、約半分を公費(国25%、広島県12.5%、三原市12.5%)、残り半分を40歳以上の人の保険料(40~64歳の人28%、65歳以上の人22%)で賄われています。

【歳出】

平成26年度に介護サービスを利用した人は延べ63,575人で、介護給付費は歳出決算額の90%を占めています。

その他の2億7,500万円には、要支援・要介護認定にかかる費用など1億6,660万円、審査支払い手数料7,277万円などが含まれます。

※平成26年度三原市介護保険特別会計決算書による。



保険料と納付

あなたの保険料は？

●65歳以上の人
(第1号被保険者)

所得金額に応じて11段階に設定されており、65歳の誕生日の前日の属する月から対象になります。

保険料の納付は、年金額が年額18万円以上の人は年金から差し引く特別徴収となり、年金を受け取る月(偶数月)に年金から天引きされます。

納付書で納める普通徴収の人は、7月から翌年2月まで8回に分けて支払います。納付書で納める人には、口座からの振替納付できる口座振替の利用をお勧めします。

●40歳から64歳までの人
(第2号被保険者)

国民健康保険に加入している場合は、所得割、資産割、均等割、平等割を組み合わせで計算します。

職場の健康保険や共済組合に加入している人は、医療保険の保険料の一部として徴収されます。

介護保険料を納めないでいると

▼1年以上の滞納
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割または8割)が支払われます。

▼1年6カ月以上の滞納
保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

▼2年以上の滞納
利用者負担が1割または2割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなりします。

※災害などの特別な事情で、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や徴収猶予を受けられる制度があります。

平成27年8月から利用者負担分が1割または2割になりました

本人の合計所得額が160万円以上の第1号被保険者の利用者負担は、今年8月から2割となりました。

1割負担の対象者は、①第2号被保険者②生活保護受給者③市民税非課税者④年金とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の人です。

要介護認定を受けた人には、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された介護保険負担割合証を交付します。

高齢者福祉課

0848-676240



市職員の給与などをお知らせします

平成27年4月1日現在

3 職員の平均給料月額と平均年齢

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
三原市	321,200円	42.2歳
国	334,300円	43.5歳

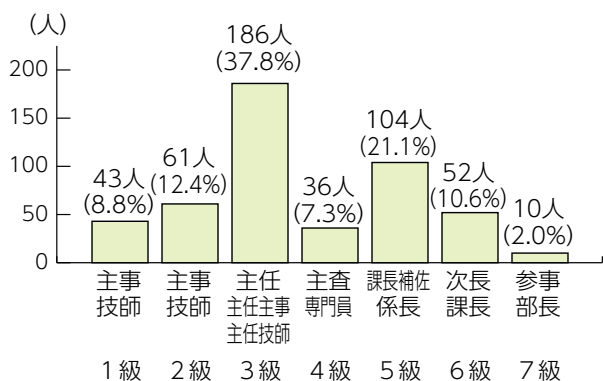
4 職員の初任給

区分		三原市	国
一般行政職	大学卒(上級)	187,700円	187,700円
	大学卒	180,800円	174,200円
	高校卒	151,800円	142,100円

5 職員の経験年数・学歴別の平均給料月額

区分		経験年数		
		10~14年	15~19年	20~24年
一般行政職	大学卒	281,100円	313,200円	359,500円
	高校卒	—	287,300円	324,800円

6 一般行政職の級別職員数(合計492人)



※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職43人、看護・保健職29人、福祉職73人、消防職157人、企業職41人、技能労務職38人、幼稚園教諭31人、指導主事10人を除く)。

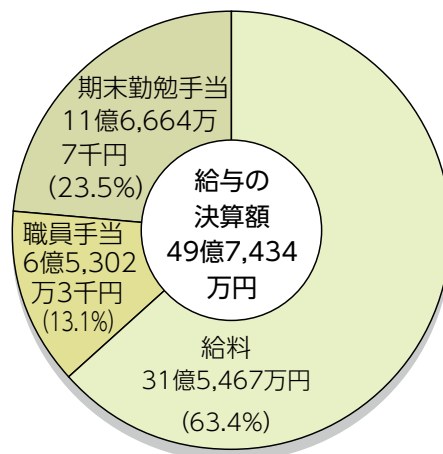
市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法の定めに基づき、市の条例、規則により定められています。給与などについて主な内容をお知らせします。

職員課 ☎0848・67・6024

1 特別職の給料など

区分	給料・報酬	期末手当		
		6月期	12月期	合計
特別職	市長 給料 943,000円	1.975 月分	2.125 月分	4.10 月分
	副市長 //			
議員	議長 報酬 530,000円			
	副議長 //			
	議員 //			

2 職員の給与(平成26年度一般会計決算)



※職員1人当たりの平均給与(給料+手当)は年額約590万円です。

7 職員手当

区分	内 容		
特殊勤務手当 平成26年度	職員全体に占める割合	17.2%	
	支給対象職員1人当たり平均支給額	23,430円	
	手当の種類	9種類	
時間外勤務手当	平成26年度	支給総額	3億4,719万4千円
		職員1人当たり支給年額	43万8千円
	平成25年度	支給総額	3億4,657万8千円
		職員1人当たり支給年額	42万8千円

区分	三原市		国		
	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	
期末勤勉手当	6月期	1.225月分	0.75月分	1.225月分	0.75月分
	12月期	1.375月分	0.75月分	1.375月分	0.75月分
	合 計	2.6月分	1.5月分	2.6月分	1.5月分
	加算措置	職制上の段階、職務の加算			
退職手当		自己都合	勤奨	自己都合	勤奨
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
	退職時の加算、特別昇給など	勤続20年以上で定年前早期勤奨退職特例措置として上記率に2~20%を加算		勤続20年以上で定年前早期退職特例措置として上記率に2~45%を加算	

8 職員の定員

部 門	職員数(人)		対前年比(人)	
	平成27年度	平成26年度		
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	162	157	5
	税 務	43	43	0
	民 生	152	139	13
	衛 生	69	71	△2
	労 働	0	0	0
	農 水	29	29	0
	商 工	20	17	3
	土 木	90	92	△2
小 計	572	555	17	
特別行政部門	教 育	110	127	△17
	消 防	161	161	0
	小 計	271	288	△17
普通会計	計	843	843	0
公営企業部門など	水 道	41	43	△2
	その他	30	30	0
	小 計	71	73	△2
合 計		914	916	△2

※職員数には地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は除きます。

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者 13,000円 ●扶養親族 配偶者(有)の場合 1人目 6,500円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 配偶者(無)の場合 1人目 11,000円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 ※16~22歳は、それぞれ5,000円を加算。	同じ	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●持ち家の場合 なし ●借家・借間の場合 27,000円以内 	同じ	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●交通機関利用者 負担額が55,000円以下 実負担額 // 55,001円以上 55,000円 ●交通用具使用者 距離により 2,900円~31,600円 	一部国と異なる	●交通用具使用者 距離により 2,000円~31,600円



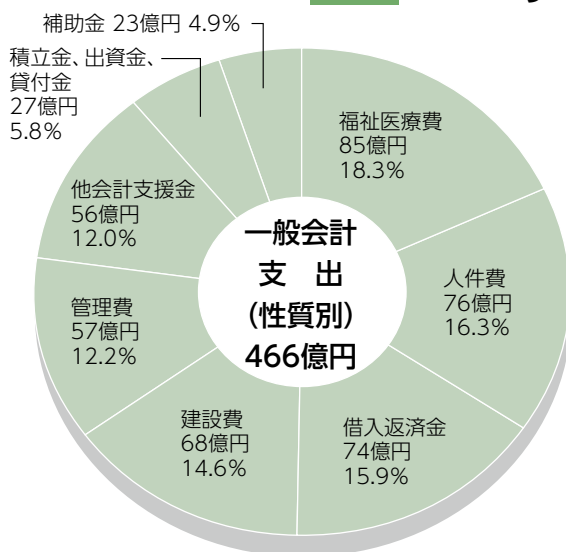
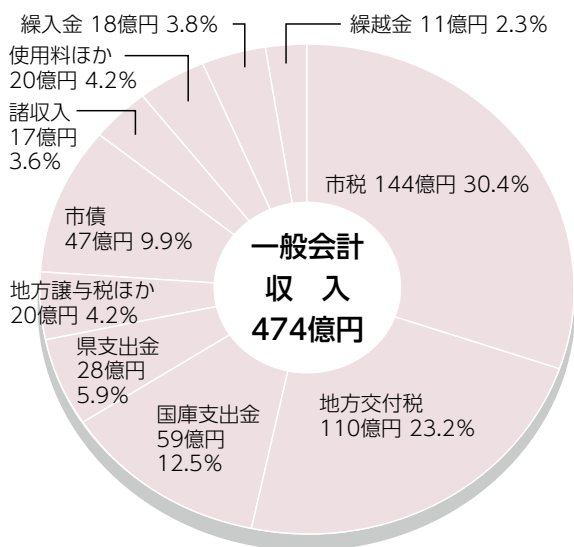
●平成26年度の決算状況

会計	収入 (A)	支出 (B)	平成27年度に使うことが決まっている経費 (C)	収支 (A-B-C)
一般会計	474億円	466億円	2億円	6億円
特別会計	289億円	285億円	0億円	4億円
合計	763億円	751億円	2億円	10億円

平成26年度の決算

平成26年度は、平成25年度に引き続き、一般会計、特別会計いずれも赤字ではありません。

市の家計簿を見てみよう！平成26年度の決算をお知らせします！



使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入を含みます。
地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特別交付金などを含みます。

●市の財政を家計に例えると？

1カ月当たり31万9,000円※を支出する家計に置き換えると、市の支出と収入の状況は次のとおりです。※平成26年総務省家計調査による平均消費支出より。

収入の内訳

市の収入項目	家計の収入項目	金額
市税	給料	96,638円
地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税ほか	親などからの援助	146,381円
市債	借金	31,647円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	25,305円
繰入金	預金の取崩し	11,874円
繰越金	前月の残り	7,155円
合計		319,000円

支出の内訳

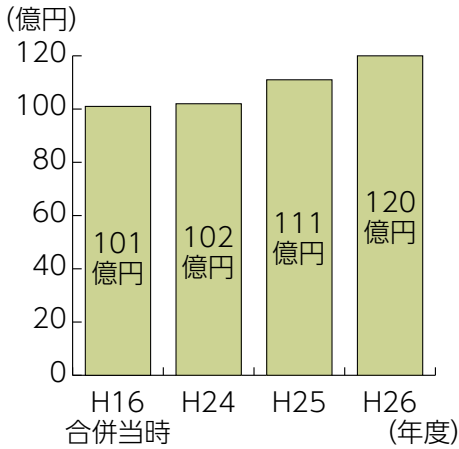
市の支出項目	家計の支出項目	金額
福祉医療費	医療費	58,535円
人件費	食費	51,936円
借入返済金	ローン返済金	50,709円
建設費	家具や車の購入の頭金	46,227円
管理費	光熱水道費や家の補修費	38,996円
他会計支援金	子どもへの仕送り	38,133円
積立金、出資金及び貸付金	貯金や友人への貸し付け	18,618円
補助金	保険の掛金など	15,846円
合計		319,000円



支出は医療費、食費、ローン返済金で約半分を占めとるな。お宅の家計と比べてみてはいかがかな？

●平成26年度決算(普通会計)でみる財政状況

貯金(積立金)残高の推移

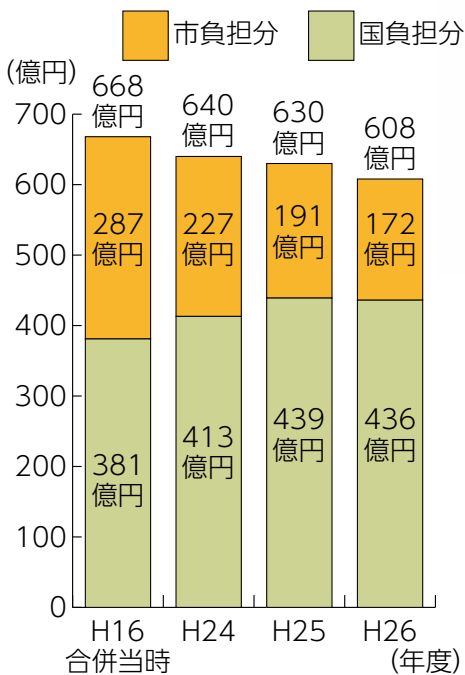


平成26年度は市道の整備やリージョンプラザの施設改修などのために、公共施設等整備基金を取り崩しました。
しかし、土地などの財産を現金に換えて財政調整基金に積み立てため、貯金の残高は平成25年度に比べて9億円増加しています。



市民1人当たりだと約12万円を貯金している計算じゃな。

借入金(市債)残高の推移



市の借入金については、返済時に一定の割合を国が負担する制度があるんじゃ。この制度によって、平成26年度の借入金残高608億円のうち、72%にあたる436億円を国が負担するので、市の実質負担は172億円(全体の28%)となるんじゃ。



平成26年度は市道の整備や学校の耐震化などのために借入をしましたが、積極的な繰り上げ返済で借入金残高は平成25年度に比べて22億円減少しています。



市民1人当たりだと約62万円の借入金残高じゃが、実質負担は約17万円となる計算じゃ。

※市民1人当たりは人口98,290人で計算しています。

※H16(合併当時)の国と市それぞれの負担額は、現行制度の算定方法に準じて算出しています。

財政課
☎0848・67・6028



12月3日(木)～9日(水) は障害者週間です

街頭キャンペーン

とき 3日(木)16時～17時

ところ イオン三原店、フジグラン三原、マックス
バリュ本郷店、ニチエー中之町店

内容 障害のある人が福祉事業所の製品入り啓発
リーフレットを配布

みんなをつなぐ和・笑・輪

とき 5日(土)13時～15時30分

ところ 市民ギャラリー(ペアシティ三原西館2階)

内容 こころの音コンサート(発
達障害のピアニスト 野田あすか
さん、バイオリンとチェロの弦
楽デュオ「デュオミント」)、三原
の街のいいところを探そう!(司
会者を中心に、住みやすいまち
づくりについて意見交換)



▲野田あすかさん
©塔下智士(アスコム)

生まれ! みんなの写真展

とき 9日(水)まで10時～17時

ところ はしもと履物店跡(本町一丁目)

内容 障害のある人が撮った写真の展示

☎社会福祉課 ☎0848・67・6060

平成28年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かないときは連絡してください。

申告期間 来年1月4日(月)～2月1日(月)

提出先 資産税課、各支所地域振興課

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)
- ・減価償却済の資産
- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

☎資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

第8回観光写真コンテスト ～三原の四季と城下町～

テーマ 三原市を題材としたもの。四季折々の風景、イベント、情緒あふれる城下町や豊かな田園風景など



前回の金賞受賞作品「夜空に舞う」
高橋純寿さん ▶

受付期間 来年1月4日(月)～29日(金)(消印有効)

応募規定 ①本人が今年1月以降に市内で撮影した未発表の単写真

②サイズはA4または4切。合成不可

③応募は1人3点まで。入賞・入選は1人1点

※詳しい応募規定は応募票・市ホームページで確認してください。

出品料 無料

賞 大賞(1人)30万円 金賞(1人)15万円 銀賞(2人)5万円 銅賞(3人)3万円 など

申し込み 持参か郵送で、裏面右下に応募票(観光課、市ホームページに用意)を貼付した写真を観光課(市役所本庁5階、〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848・67・6014)へ

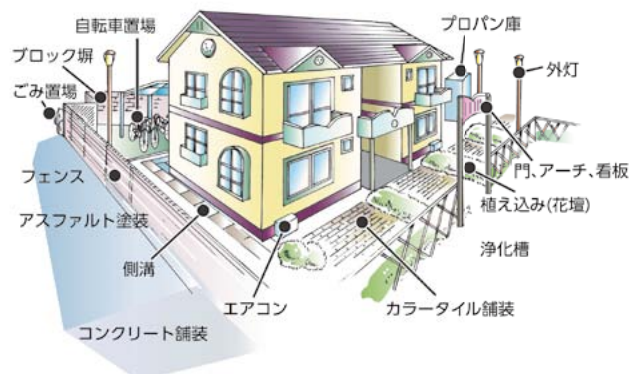
●償却資産の实地調査を行なっています

申告漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に实地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあるので、協力をお願いします。

※申告漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否に対しては、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産は次のとおりです



新たな地域福祉の担い手 今月から民生委員協力員が 活動を始めます

◆民生委員協力員とは？

民生委員協力員は、新たな地域福祉の担い手として市から依頼を受け、民生委員・児童委員の活動をサポートするボランティアです。高齢者の見守り活動など、民生委員・児童委員の地域における福祉活動を補佐します。

◆見守り活動

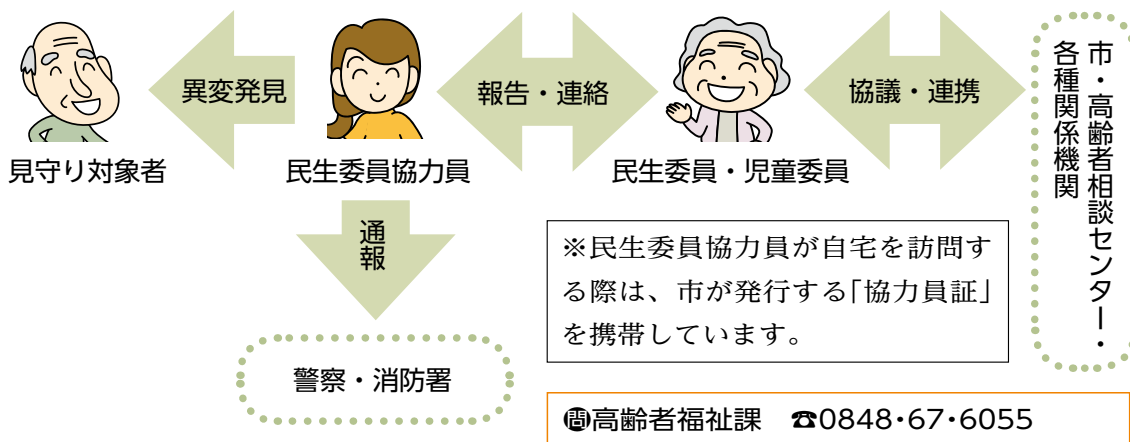
見守り対象者の自宅を訪問し、安否確認や行政などからの情報提供を行います。常に民生委員・児童委員に報告・連絡と相談を行いながら活動します。

◆守秘義務の厳守と個人情報の適正な管理

民生委員協力員は、活動で知り得た個人情報について、守秘義務を厳守し、漏えいのないよう適正に管理します。活動に際しては、見守り対象者から個人情報についての承諾書をいただきます。

◆緊急時の場合

緊急時には警察や消防署へ通報します。



人権講演会を開催します ~12月10日は人権デーです~ 入場料無料

すべての人が尊重され、お互いに共存できる平和で豊かな社会の実現をめざし、市内の各人権文化センターで人権講演会を開催します。

大和会場:大和人権文化センター

とき 5日(土) 13時30分~15時
演題 現場で考える、痛みに気付く
~新聞記者として学んだこと~
講師 中国新聞社論説委員 石丸 賢さん
定員 50人(先着順)

☎大和人権文化センター(☎0847・33・1308)

①久井会場:久井公民館

②本郷会場:本郷人権文化センター
とき ①5日(土)19時~20時30分
②8日(火)13時30分~15時

演題 人権を考えることは、自分を豊かにすること~差別事件から見える日本社会~
講師 部落解放同盟広島県連合会副委員長

岡田英治さん

定員 ①②50人(先着順)
※②は講演前にオカリナ教室受講生の皆さんによる演奏があります。
☎①人権文化センター(☎0848・66・1111)
②本郷人権文化センター(☎0848・86・3333)



▲岡田英治さん

三原会場:人権文化センター(長谷一丁目)

とき 9日(水)19時~20時30分
演題 市民目線で守る人権
講師 元法務省人権擁護委員
三木郁子さん

定員 100人(先着順)
☎人権文化センター(☎0848・66・1111)



▲三木郁子さん